

平成24年10月15日

各部等の長及び各課等の長 様

市長

平成25年度予算の編成について

1 はじめに ～ 「再生」と「共創」への取り組み ～

東日本大震災からの復旧・復興及び、経済的かつ質的成長に裏打ちされた「真の幸せづくり」を進めるため、将来を見据えつつ、引き続き、足許の諸課題を一つひとつ解決していくことを命題とする。

震災に伴うリスクからの脱却はもちろん、段階的かつ着実な再生・発展過程にあるなか、地域社会全体の様々な場面で、市民一人ひとりが成長の実感を享受できるよう、多様な主体が能力や資源を最大限に発揮・活用し、高い次元で相互に結びつきあい、「新しい地域づくりの姿と幸せの価値観」を共に創ることを目指し、地方分権社会と『新生・香取市』にふさわしい積極的な事業展開を図ることとする。

2 予算編成を取り巻く国等の情勢

我が国は、東日本大震災と原発事故を契機とした深刻なエネルギー制約をはじめ、超高齢化社会の到来等、多くの困難に直面するなか、新たな経済社会構造への転換を目指すため、「日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）」を策定し、その中で、グリーン、ライフ、農林漁業等の新たな成長重点分野に対し、中小企業の活力を最大限に活用しながら、限られた政策財源を優先的に配分することとしている。

また、財政面では、歳出が税収等を大きく上回る状況が恒常的に継続し、国と地方の長期債務残高が940兆円、対GDP比で196%に達する見込みとなり、財政政策が硬直化するとともに、その持続可能性に疑念が生じ、経済及び社会保障に係る将来への不安から消費を委縮させる可能性が生じているなど、国民生活に極めて大きな悪影響を及ぼしかねない状況にある。

こうした中、人々の不安解消や市場の信頼確保に向けて、消費を促しつつ、経済活動の拡大を通じて新しい成長基盤を作るため、例えば、医療・介護サービスの充実等による雇用創出効果を期待するなど、「財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）」に定めた財政健全化目標（平成27年度までに基礎的財政収支の赤字を対GDP比で平成22年度の水準から半減）の達成に向け、その取り組みを着実に進めることとしている。

具体的には、社会保障と税の一体改革関連法が成立したことを踏まえ、「社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成」へ第一歩を踏み出すとともに、「日本再生戦略」に基づく施策の実行と、歳出改革の更なる取り組みを継続する。

また、デフレからの脱却を確実にするため、安定的な物価上昇の定着を目指すほか、財政規律を維持しつつ、予算配分についても、震災や原発事故からの復興、デフレ脱却及び日本経済の再生に向けて、大胆な組替を行うこととしている。

一方、経済財政の展望は、中長期の成長リスクとして、電力・エネルギー制約が経済活動を制約すること、資源価格の上昇が所得流出を通じて成長の重しとなること及び、震災等の大規模災害が起きること等が懸念されるため、個々の経済成長力を強化しながら、防災等への取り組みを進める必要があるほか、特に、人口減少と高齢化による労働供給面の制約等への対処や、新興国との価格競争に直面する案件への対応及び、分厚い所得中間層の復活に向けて、経済社会を支える人材育成に広く努めることとし、その結果、平成 23 年度から 32 年度までの平均で、名目成長率 3 % 程度、実質成長率で 2 % 程度の望ましい経済成長へ、早期に近づけることを目指している。

当面の財政運営は、「中期財政フレーム（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定；平成 25～27 年度）」に定められた歳出の大枠 71 兆円を遵守しつつ、消費税率の引き上げ等について理解を得るため、引き続き、行政の効率化及び簡素化に取り組むほか、経済状況等に配慮しながら弾力的に対応することを基本としており、25 年度予算の概算要求においては、①東日本大震災からの復興対策及び防災・減債対策、②グリーンを中心とする「日本再生戦略」を踏まえた予算配分、③省庁の枠を超えた大胆な予算組み替えに資する編成（仕組み）の導入を重点項目としている。

千葉県の平成 25 年度予算要求（骨格予算）に係る留意事項では、歳入一般財源の増額が期待できない中、社会保障や公債費など義務的経費の大幅な増加が避けられないため、義務的経費と東日本大震災への対応分以外の支出について、原則、一般財源ベースで 10% 減額し、当該減額分を新規・拡充要求の財源としている。

3 本市の財政状況

本市の財政状況は、合併に伴う普通交付税等の優遇措置があるなか、歳出において、社会保障や公債費が増加傾向にあるものの、継続して人件費等経常経費の縮減や、諸事業の整理・統合に努めてきたことに加え、近年、国の経済対策等による特別措置のほか、東日本大震災の復旧・復興経費の財源についても、国・県等から措置されたため、平成 23 年度決算など、良好な状態で推移している。

しかし、依然として、震災に伴う復旧・復興経費が多額であること、合併特例債活用事業等を含め、既存公共施設の更新等、引き続き、大規模事業の市債による執行が見込まれるため、中長期的な視点から、本市本来の財政規模等に見合った改革を進める必要があり、とりわけ、合併算定替による普通交付税措置の終了時期（平成 27 年度）を見定め、その対応を急ぐ必要がある。

また、人口の減少及び少子高齢化等による構造変化に伴う税収等の減少は、地方交付税の算定を含む歳入財源の動向に与える影響が大きく、歳出の縮減に直結し、将来計画を含め、事業施策の優先順位及び年次計画の円滑な執行に大きな影響を与える。

加えて、「新しい公共」という理念を具現化する過程において、地域主権改革と行財政改革が同時に進むなか、合併や一時的な経済対策等に伴う国・県の財政支援にも期

限があるため、毎年、税財源の縮小という状況に直面しており、本市本来の適正規模に見合う行財政運営に向けた改革を更に進めなくてはならない。

したがって、災害復旧・復興施策を早期に行い、いち早く本市の再生を図ることはもちろん、諸計画の進捗状況や今後の事業執行計画を見据え、判明している諸課題について先延ばしせず、引き続き、事業推進体制と事務事業等の全面的な見直しを行いながら、実効性の担保と財政健全化に向けた取り組みを推進する必要がある。

4 予算編成の基本方針

来年度予算は、引き続き、「香取市災害復興計画」の推進を第一とし、行財政運営の計画的な執行を図るため、来年度からスタートする「香取市総合計画（後期基本計画）」及び「香取市集中改革プラン」の実現に向けた予算編成に努める。

その際、災害復旧・復興施策の財源を別枠で確保すること及び、本市の再生と新時代を築く事業等を積極的に推進するため、義務的経費を含め、既存施策を抜本的に見直し、その廃止、縮小、更新を進めつつ、諸施策の選択と集中をより一層明確にする。

つまり、震災からの復旧・復興による本市再生の姿を念頭に置き、無理がなく持続可能な行財政運営の推進を図ることとする。

また、現在、国・県における予算編成の詳細が明らかでないため、諸事情が判明した時点において、その対応が可能となるよう、弾力的な予算編成に配慮する。

来年度の重点施策は、引き続き、災害復旧・復興施策について、平成24年度中の補正予算等と一体かつ連続的に編成するほか、合併特例債活用事業の計画的な展開を図るなど、限られた経営資源を活用し、本市総合計画（後期基本計画）に基づく「平成25年度実施計画」に位置づける諸施策を効率的かつ計画的に推進するため、効果的な予算配分に努めることとする。

このほか、事業施策の推進に係る留意事項は次のとおりとし、その他必要な事項は、別途通知する。

(1) 災害復旧・復興施策の実施

一日も早い災害復興を目指し、実質3年目となる災害復旧事業の完工を視野に入れ、計画的な実施を図るとともに、本市再生の礎を築く復興施策を積極的に展開するため、「香取市災害復興計画」の各事業について、来年度通常予算の調製を図りながら、平成24年度補正予算の編成を含め、一体的かつ別枠で所要額を措置する。

(2) 雇用機会の創出と人口増加施策への取り組み

地域経済社会の段階的な発展・成長と、持続可能な行財政運営を確立するため、企業誘致等雇用機会の創出と、交流人口を含む人口増加施策について具体的な取り組みを展開する。特に、本市における都市づくりや農村づくりの方向を確立するほか、人口流入施策等の構築をはじめ、少子化対策や各種基盤整備を含めた総合的な施策立案のもと、関連経費の計上に努められたい。

(3) 「協働」から「共創」施策の展開へ

福祉や教育等における行政サービスの一定水準を確保するほか、市民生活から市民向けの行政サービスに至る身近な生活関連施策について、市民活動と公共サービスの役割分担と責任の所在を確立するとともに、地域社会の中で、様々な主体が活躍できる場や機会の創出と、実際の施策展開を含め、市民等と共に創り上げる体制を確立し、これまでの市民協働施策を次のステージへ高度化するなど、香取市らしい洗練された市民サービス施策を立案のうえ、その展開を図ることとする。

(4) 本市総合計画における重点プロジェクトの推進

市総合計画（後期基本計画）に位置づけている新たな重点プロジェクトについて、その具体的な推進方策を十分に検討の上、当該予算に反映されたい。

また、継続等の以下の事業施策について、その推進を図ることとする。

- ・各公共施設適正配置計画の推進及び耐震改修事業の実施
- ・(仮称)栗源市民センターの整備
- ・(仮称)生きがい交流館及び牧野の森の整備
- ・水生植物園再生整備計画の実施
- ・大戸団地大規模改修事業 など

(5) その他予算編成時に留意する事項

① 部門別計画・方針等の作成及び事業推進体制の構築

諸事業の実施に当たり、根拠法令、上位計画等の位置づけを明確化し、適宜、本市にふさわしい部門別計画等の作成を行うとともに、市施策の総合的かつ計画的な推進調整機能の確立を含め、当該推進体制を充実されたい。

また、歳入財源の減少等により、今後の行財政運営の厳しさが推測されるため、特別会計や一部事務組合を含め、中長期的な経営見通しを早期に確立されたい。

② 合併特例債の計画的な活用

関係機関等との綿密な連携のもと、行財政運営上、無理のない執行計画を確立し、継続分を含め、合併特例債活用事業の具体的かつ計画的な展開を図られたい。

③ 歳入確保方策の展開

市税、使用料・手数料、財産及び広告収入など、法的根拠や受益者負担の原則等に基づき、いわゆる債権処理対策の確立を含め、適正な歳入確保方策を検討のうえ、予算に反映されたい。とりわけ、公共施設の管理運営については、施設マネジメントの考え方を導入し、歳入歳出改革の一体的な検討を進められたい。

④ 歳出適正規模の確立

経常経費等の合併による縮減効果について、引き続き、具体的な措置を検討の上、その実効性に努められたい。

また、事業実施に当たり、経常経費の支出増を伴う案件は、事業実施時期等の執行計画そのものを見直すなど、総合的かつ継続的な財政健全化方策（既存施設の有効活用、施設統廃合等）を十分に検討の上、予算要求に当たられたい。